

報告書（案）修正の方向についての共同意見

平成 31 年 1 月 30 日

生貝直人
井上由里子
今村哲也
奥邨弘司
小島立
鈴木将文
田村善之
前田健1. 私的使用目的の複製の基本的考え方について

- ・著作権法 30 条 1 項は「個人の私的な領域における活動の自由を保障する必要性があり、また閉鎖的な私的領域内での零細な利用にとどまるのであれば、著作権者への経済的打撃が少ないことなどに鑑みて規定されたものである。」（知財高判平成 26 年 10 月 22 日（平成 25 年（ネ）第 10089 号））ことを本文中に明記し、それを前提とした記載ぶりに改める。
- ・私的使用目的の複製に対し、国民の行動の自由を規制するときは、上記第 30 条第 1 項の趣旨を踏まえ、個人の私的領域における活動の自由を制約することを正当化する立法事実が認められる場合に限るべきである旨を、本文中に明記する。
- ・平成 21 年改正及び平成 24 年改正は、海賊版の流通が著作権者に与えていた深刻な経済的打撃に対処する必要性を立法事実として行われたものであり、海賊版の流通抑止に必要な範囲の規制を行うという目的で規定が整備されたと考えられる。30 条 1 項 3 号ないし 119 条 3 項の文言が、文理上はそれを超える範囲の規制を含みうるのだとしたら、解釈論としてはこれら規定の目的に照らして可能な限りの限定的な解釈を施すべきであり、立法論としてはその当初の目的に沿った解釈運用が明確となるように文言を修正すべきである。したがって、ダウンロード違法化拡大の立法論の検討にあたっては、現行規定の文言を所与の前提として、音楽・映像とその他の著作物とで差異を設ける必要性を検討するという枠組みは適当ではない。あくまで 30 条 1 項の趣旨を踏まえつつ、規制すべき立法事実が認められるかという発想に基づいて記載する。

2. 刑事罰の在り方について

- ・以下の内容を報告書に記載する。

私的使用目的の複製の名目で日常的に行われてきたダウンロードには、表現の自由や知る権利という観点から一定の価値を認めうることに鑑み、被害実態の明らかになっている海賊版対策に必要な範囲を超えて国民の私的領域内における行動の自由を制約しないとの

方針のもと、刑事罰について検討する。

刑事罰を科す場合、その対象は、被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲であり、かつ、刑事罰による抑止を行う必要性が高い悪質な行為に限定することが求められる。この観点から、民事違法の要件に加えてさらに要件を加重することが適当である。民事と同様の主観要件及び現行法にもある「有償著作物」の要件は課されることを前提として、さらに、「原作のまま」「当該著作物の提供又は提示により著作権者が得ることが見込まれる利益が不当に害される場合」等の要件により対象行為が海賊版対策に必要な範囲に限定されることを確保しつつ、反復継続してなどの要件により悪質な行為に限定する案が考えられる。このような選択肢もありうる旨を示したうえで、上記趣旨に沿う検討を行う。

3. 民事違法化の範囲について

- ・以下の内容を報告書に記載する。

民事の違法化の範囲についても、被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲に限って違法の範囲を定めるという観点から、刑事罰と同様に限定を設ける案についても有力な選択肢として記載する。

- ・各委員から個別に民事違法化の範囲に関して限定すべきとの意見が寄せられているはずであるが、報告書の中に意見の内容とともにそれらを明示する。

4. 「報告書(案)」提示のプロセスについて

なお、2019年1月25日(金)開催の小委員会の後、1月29日(火)に「報告書(案)」の修正版が送信され、しかもそれに対する意見の締め切りが翌日の1月30日(水)18時と設定されている。こうした「報告書(案)」の提示のプロセスは、個別に各委員と相談のうえ、とりまとめるという前回小委におけるまとめに反している。上記締め切りを延ばし、各委員との相談を先行させることを強く求めたい。